

制度改正の概要①

1. 現状及び見直しの趣旨

国民健康保険料は応益（均等割・平等割）と応能（所得割）に応じて設定されています。

子育て世帯の経済的負担軽減、次世代育成支援の観点から、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間）の保険料を免除するための法改正が令和5年5月に行われました。（令和6年1月1日から施行）

2. 市の対応方針

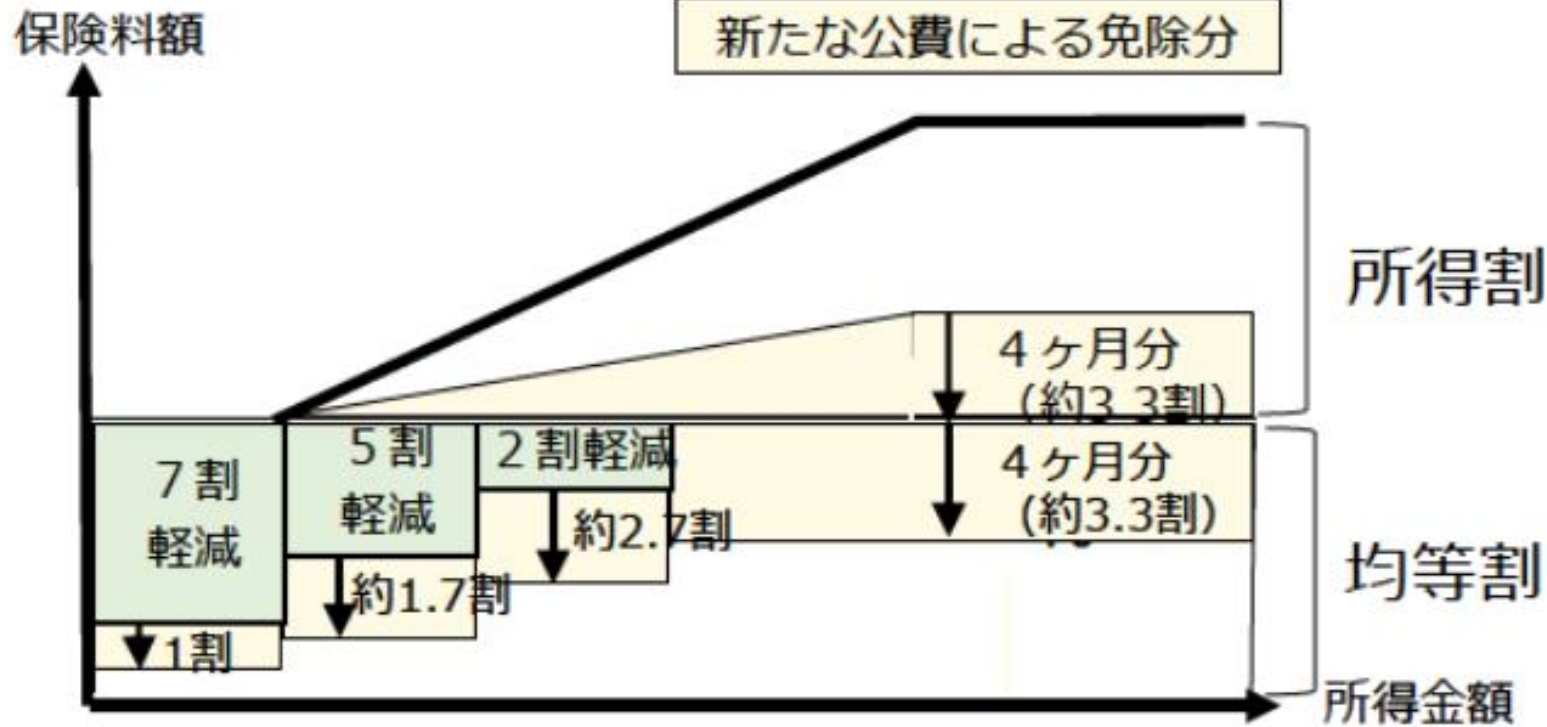
改正後の国民健康保険法において、産前産後被保険者に係る保険料の減額賦課については、「条例で定めるところにより行う」とされていることから、本市においても摂津市国民健康保険条例を改正し、産前産後被保険者に係る保険料の減額賦課を導入することとします。

3. 条例改正の概要

出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間）の保険料を免除する規定を追加します。

産前産後保険料免除について

制度改正の概要②



(軽減措置の内容)

- 対象者 出産する国保被保険者
※対象者数：約60人（年間）

・当該出産する被保険者に係る産前産後期間相当分（4か月間）の保険料（所得割・均等割）を公費により減額する。例えば、応益保険料7割軽減の世帯では、残り3割に対して4か月分免除されることから年額からみると8割軽減となる。

- ・財政影響 約160万円（年額）
- ・国、地方の負担割合
国：1/2、府：1/4、市：1/4
- ・施行時期：令和6年1月

【厚労省資料より抜粋】